

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月11日

【四半期会計期間】 第117期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平塚 豊

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理・財務担当執行役員 桑田 郁夫

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理・財務担当執行役員 桑田 郁夫

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第116期 第2四半期 連結累計期間	第117期 第2四半期 連結累計期間	第116期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(百万円)	155,811	179,109	359,710
経常利益	(百万円)	9,526	16,200	41,283
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	3,770	9,334	22,918
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)	8,205	15,608	58,765
純資産額	(百万円)	399,192	453,707	444,651
総資産額	(百万円)	491,473	542,274	541,023
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	23.40	58.13	142.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	23.39	58.12	142.37
自己資本比率	(%)	73.2	75.2	73.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,835	18,461	46,643
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	15,069	12,270	41,651
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,285	6,867	13,021
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	94,745	101,435	101,399

回次		第116期 第2四半期 連結会計期間	第117期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	31.45	20.41

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社並びにグループ各社(以下、当社グループ)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

全般的な営業の概況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが続きました。地域別の経済の状況は、中国では緩やかに回復し、日本、米国、欧州、アジアでは一部で感染症の影響が残るものの、持ち直しの動きが続いています。

以上のような事業環境のもと、当社グループの業績は、感染症の影響が大きかった前会計累計期間（4月～9月）から回復してまいりましたが、当会計期間（7月～9月）において、世界的な半導体不足による自動車生産台数の減少、樹脂材料や部品等の調達費用高騰など市場環境が大きく変化した影響を受けました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における、売上高は1,791億9百万円（前年同期比15.0%増）、営業利益は129億7千7百万円（前年同期比49.9%増）、経常利益は162億円（前年同期比70.1%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は93億3千4百万円（前年同期比147.6%増）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高は1億9千3百万円増加し、営業利益、経常利益はそれぞれ3千2百万円増加しております。

セグメント情報の概況

1) 自動車機器事業

自動車生産台数は、中国では減少となったものの、日本、米州、欧州、アジアでは増加し、世界全体として増加しました。二輪車生産台数は、日本、米州、欧州、アジア、中国の世界全体で増加となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの自動車機器事業は、前会計累計期間から回復してまいりましたが、当会計期間において、半導体不足による自動車生産台数の減少、及び樹脂材料や部品等の調達費用が高騰した影響を受けました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における自動車機器事業の売上高は1,406億5千9百万円（前年同期比14.7%増）、営業利益は45億5千7百万円（前年同期比76.7%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1億3千4百万円増加し、営業利益は1千5百万円増加しております。

2) コンポーネンツ事業

当セグメント（主な製品：LED、液晶等）が関連する、車載市場、LED照明市場、及び遊技市場は増加し、AV家電市場は横ばいとなりました。

このような市場環境のもと、当社グループのコンポーネンツ事業は、前会計累計期間から回復してまいりましたが、当会計期間において、半導体不足により自動車生産台数が減少した影響を受けました。

その結果、当第2四半期連結累計期間におけるコンポーネンツ事業の売上高は233億1千万円（前年同期比34.8%増）、営業利益は28億6千3百万円（前年同期比235.4%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2千7百万円増加し、営業利益は1千3百万円増加しております。

3) 電子応用製品事業

当セグメント（主な製品：LED照明、液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル、LED灯体の制御基板等）が関連する、車載インテリア市場、LED照明市場、OA市場、カメラ市場、及びPC・タブレット市場は増加となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの電子応用製品事業は、前会計累計期間から回復してまいりましたが、液晶用バックライトはPC特需が落ち着いたため減少しました。加えてLED灯体の制御基板等は、当会計期間において、半導体不足により自動車生産台数が減少した影響を受けました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における電子応用製品事業の売上高は456億7千4百万円（前年同期比11.8%増）、営業利益は53億8千2百万円（前年同期比0.5%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3千1百万円増加し、営業利益は4百万円増加しております。

財政状態に関する説明

当第2四半期連結会計期間末における総資産は5,422億7千4百万円となり、前連結会計年度末に比べ12億5千万円増加しております。要因は、固定資産が14億2千4百万円減少したものの、流動資産が26億7千5百万円増加したことによるものです。固定資産の減少は、投資その他の資産が減少したこと等によるものです。流動資産の増加は、受取手形及び売掛金が減少したものの、棚卸資産が増加したこと等によるものです。

負債は885億6千6百万円となり、前連結会計年度末に比べ78億5百万円減少しております。主な要因は、支払手形及び買掛金が減少したこと等によるものです。

純資産は4,537億7百万円となり、前連結会計年度末に比べ90億5千6百万円増加しております。主な要因は、その他の包括利益累計額が31億8千7百万円増加したこと及び、株主資本が53億2千2百万円増加したこと等によるものです。その他の包括利益累計額の増加は、その他有価証券評価差額金が増加したこと等によるものです。また、株主資本の増加は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上等によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前第2四半期連結累計期間に比べ66億8千9百万円増加し、1,014億3千5百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、棚卸資産の増減額の減少117億9千4百万円、仕入債務の増減額の減少31億3千2百万円等による資金減があったものの、売上債権の増減額の増加211億4千4百万円、税金等調整前四半期純利益の増加68億9千2百万円等による資金増により、前第2四半期連結累計期間に比べ66億2千5百万円増加し、184億6千1百万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出の増加19億7千7百万円等による資金減があったものの、定期預金の払戻による収入の増加39億5千3百万円、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入の増加6億5千8百万円等による資金増により、前第2四半期連結累計期間に比べ27億9千8百万円増加し、122億7千万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額の増加7億6千4百万円、非支配株主への配当金の支払額の増加6億4千8百万円等による資金減があったものの、自己株式の取得による支出の減少19億9千9百万円等による資金増により、前第2四半期連結累計期間に比べ4億1千8百万円増加し、68億6千7百万円となりました。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は88億6百万円であります。

また、当社グループでは、関連会社とも連携をとり開発活動を行っており、当第2四半期連結累計期間の持分法適用関連会社の研究開発費の総額は、4億3千3百万円であります。なお、持分法適用関連会社の研究開発費の総額は、四半期連結損益計算書の研究開発費の総額には含まれておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に変更及び新たな締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	173,400,000	173,400,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	173,400,000	173,400,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

名称	第11回新株予約権
決議年月日	2021年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 19名 当社従業員(管理者) 512名 当社関係会社の常勤取締役 73名
新株予約権の数	2,108個 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 210,800株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,798円(注)2
新株予約権の行使期間	2024年4月1日～2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 2,798円 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2021年8月24日)における内容を記載しております。

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の又はを行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1)及び(2)に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

下記(注)4に準じて決定する。

- 4 当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年7月1日 ～ 2021年9月30日		173,400		30,514		29,825

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	19,271	12.00
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	9,235	5.75
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	8,017	4.99
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	7,656	4.77
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	6,886	4.29
JP MORGAN CHASE BANK 385635 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	6,146	3.83
JP MORGAN CHASE BANK 380072 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	5,460	3.40
野村信託銀行株式会社(退職給付 信託三菱UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	5,440	3.39
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	4,543	2.83
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,582	1.61
計		75,240	46.85

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式12,815千株があります。
- 2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 19,271千株 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 7,656千株 |
- 3 野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)につきましては、株式会社三菱UFJ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については、株式会社三菱UFJ銀行の指示により行使されることとなっております。

- 4 2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者が2018年4月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	8,117	4.61
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	8,167	4.64
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	602	0.34
計	-	16,888	9.60

- 5 2020年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びその共同保有者が2020年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラントウキョウサウスタワー10階	1,488	0.86
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国 ロンドン市、EC4N4TZ、クィーンヴィクトリア・ストリート60	4,165	2.40
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク	米国 メリーランド州、21202、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	11,026	6.35
計	-	16,680	9.60

- 6 2021年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2021年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、その大量保有に関する報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	1,050	0.61
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1丁目1番1号	4,782	2.76
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	2,933	1.69
計	-	8,766	5.06

- 7 2017年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社(現 三井住友DSアセットマネジメント株式会社)及びその共同保有者が2017年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
 なお、その大量保有に関する報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階	798	0.45
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	8,111	4.60
計	-	8,909	5.05

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,815,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 160,458,000	1,604,580	
単元未満株式	普通株式 126,200		
発行済株式総数	173,400,000		
総株主の議決権		1,604,580	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式60株が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スタンレー電気株式会社 (自己保有株式)	東京都目黒区中目黒 2丁目9番13号	12,815,800	-	12,815,800	7.39
計		12,815,800	-	12,815,800	7.39

- (注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	138,084	139,675
受取手形及び売掛金	65,155	50,702
有価証券	500	300
棚卸資産	1 34,214	1 46,498
その他	23,813	27,267
貸倒引当金	9	7
流動資産合計	261,760	264,435
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	69,860	73,537
機械装置及び運搬具(純額)	58,828	57,298
工具、器具及び備品(純額)	20,374	19,431
土地	15,081	15,087
リース資産(純額)	2,397	2,526
建設仮勘定	21,167	20,351
有形固定資産合計	187,709	188,232
無形固定資産		
のれん	772	731
その他	9,098	8,510
無形固定資産合計	9,870	9,242
投資その他の資産		
投資有価証券	70,130	72,226
退職給付に係る資産	1,440	2,009
繰延税金資産	2,585	2,763
その他	7,527	3,363
投資その他の資産合計	81,683	80,363
固定資産合計	279,263	277,838
資産合計	541,023	542,274

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	37,419	34,064
1年内返済予定の長期借入金	110	-
リース債務	673	780
未払法人税等	2,570	2,746
製品保証引当金	10,216	9,446
賞与引当金	4,490	4,604
役員賞与引当金	178	97
その他	19,349	14,222
流動負債合計	75,009	65,961
固定負債		
社債	10,000	10,000
リース債務	1,940	1,938
繰延税金負債	7,772	9,123
役員退職慰労引当金	51	48
退職給付に係る負債	848	807
資産除去債務	489	491
その他	259	194
固定負債合計	21,362	22,604
負債合計	96,372	88,566
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	29,878	29,870
利益剰余金	342,360	347,660
自己株式	31,403	31,372
株主資本合計	371,349	376,672
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23,726	26,345
為替換算調整勘定	340	1,119
退職給付に係る調整累計額	3,784	3,572
その他の包括利益累計額合計	27,850	31,037
新株予約権	434	469
非支配株主持分	45,016	45,527
純資産合計	444,651	453,707
負債純資産合計	541,023	542,274

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
売上高	155,811	179,109
売上原価	128,273	145,210
売上総利益	27,537	33,898
販売費及び一般管理費	1 18,877	1 20,920
営業利益	8,659	12,977
営業外収益		
受取利息	806	741
受取配当金	314	661
持分法による投資利益	-	814
受取ロイヤリティー	422	626
為替差益	-	248
雑収入	679	380
営業外収益合計	2,222	3,472
営業外費用		
支払利息	71	47
持分法による投資損失	62	-
為替差損	902	-
外国源泉税	66	69
雑損失	253	132
営業外費用合計	1,356	249
経常利益	9,526	16,200
特別利益		
固定資産売却益	27	13
投資有価証券売却益	-	129
特別利益合計	27	143
特別損失		
固定資産除却損	635	1,023
投資有価証券評価損	490	-
特別損失合計	1,125	1,023
税金等調整前四半期純利益	8,428	15,320
法人税等	3,575	3,654
四半期純利益	4,852	11,665
非支配株主に帰属する四半期純利益	1,082	2,331
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,770	9,334

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
四半期純利益	4,852	11,665
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,060	2,591
為替換算調整勘定	1,011	3,008
退職給付に係る調整額	241	209
持分法適用会社に対する持分相当額	39	1,447
その他の包括利益合計	3,352	3,942
四半期包括利益	8,205	15,608
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,468	12,521
非支配株主に係る四半期包括利益	1,736	3,086

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	8,428	15,320
減価償却費	16,166	17,472
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	1
賞与引当金の増減額(は減少)	345	117
製品保証引当金の増減額(は減少)	2,334	831
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	116	927
受取利息及び受取配当金	1,120	1,402
支払利息	71	47
持分法による投資損益(は益)	62	814
固定資産除売却損益(は益)	608	1,010
投資有価証券評価損益(は益)	490	-
売上債権の増減額(は増加)	6,626	14,517
棚卸資産の増減額(は増加)	177	11,616
仕入債務の増減額(は減少)	678	3,810
その他	2,745	9,123
小計	12,037	19,957
利息及び配当金の受取額	2,030	1,896
利息の支払額	52	69
早期割増退職金の支払額	-	493
法人税等の支払額	2,180	2,830
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,835	18,461
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	19,246	21,224
定期預金の払戻による収入	20,892	24,846
有形固定資産の取得による支出	15,728	16,253
有形固定資産の売却による収入	138	70
無形固定資産の取得による支出	844	248
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	-	658
その他	280	119
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,069	12,270
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	2,001	1
配当金の支払額	3,238	4,003
非支配株主への配当金の支払額	1,861	2,509
その他	184	352
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,285	6,867
現金及び現金同等物に係る換算差額	87	711
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	10,431	35
現金及び現金同等物の期首残高	105,176	101,399
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 94,745	1 101,435

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「収益認識に関する会計基準」等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社及び国内連結子会社は、従来、国内の製品販売においては出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客に製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識するよう変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は193百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ32百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は29百万円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28 - 15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
製品	20,256百万円	27,771百万円
仕掛品	3,540百万円	3,290百万円
原材料及び貯蔵品	10,417百万円	15,435百万円

2. コミットメントライン契約

当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関5社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
コミットメントラインの総額	30,000百万円	30,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	30,000百万円	30,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給料賞与諸手当	5,907百万円	6,583百万円
賞与引当金繰入額	1,167百万円	1,350百万円
役員賞与引当金繰入額	58百万円	91百万円
退職給付費用	512百万円	216百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	121,537百万円	139,675百万円
預入れ期間が3か月を超える 定期預金	26,792百万円	38,240百万円
現金及び現金同等物	94,745百万円	101,435百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月21日 取締役会	普通株式	3,238	20.00	2020年3月31日	2020年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年10月29日 取締役会	普通株式	3,221	20.00	2020年9月30日	2020年11月30日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月20日 取締役会	普通株式	4,014	25.00	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年10月26日 取締役会	普通株式	4,014	25.00	2021年9月30日	2021年11月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	122,291	10,218	22,856	444	-	155,811
セグメント間の内部 売上高又は振替高	365	7,070	18,009	1,163	26,609	-
計	122,657	17,289	40,866	1,608	26,609	155,811
セグメント利益	2,578	853	5,408	60	241	8,659

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 241百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,826百万円、セグメント間取引消去2,520百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	139,971	14,349	24,777	10	-	179,109
セグメント間の内部 売上高又は振替高	688	8,960	20,896	1,161	31,707	-
計	140,659	23,310	45,674	1,172	31,707	179,109
セグメント利益	4,557	2,863	5,382	16	157	12,977

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額157百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,580百万円、セグメント間取引消去2,774百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の「自動車機器事業」の売上高が134百万円増加、セグメント利益が15百万円増加し、「コンポーネンツ事業」の売上高が27百万円増加、セグメント利益が13百万円増加し、「電子応用製品事業」の売上高が31百万円増加、セグメント利益が4百万円増加しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注)	
売上高					
顧客との契約から生じる収益	139,971	14,349	24,777	10	179,109
外部顧客への売上高	139,971	14,349	24,777	10	179,109

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	23.40円	58.13円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	3,770	9,334
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	3,770	9,334
普通株式の期中平均株式数(千株)	161,165	160,577
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	23.39円	58.12円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	18	30
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2020年8月24日取締役会決議ストック・オプション(株式の数 223千株)	2021年7月26日取締役会決議ストック・オプション(株式の数 209千株)

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2021年10月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を下記のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため。

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類

当社普通株式

(2) 取得する株式の総数

1,000,000株(上限)

(3) 株式の取得価額の総額

2,000百万円(上限)

(4) 取得する期間

2021年10月27日から2021年11月17日まで

(5) 取得する方法

市場買付

2 【その他】

2021年10月26日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を行う旨決議いたしました。

中間配当金の総額	4,014百万円
1株当たりの金額	25.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年11月30日
中間配当基準日	2021年9月30日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 聡 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 圭 司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。